

## 東北地方整備局からの情報提供

○流域治水の推進・深化

- 国土交通省と総務省協調による各種地方債
- ・公共施設等適正管理推進事業債(公適債)
  - ・緊急自然災害防止対策事業債(緊急自債)
  - ・緊急浚渫推進事業債(浚渫債)

令和5年5月

東北地方整備局 河川部 地域河川課

# 東北地方整備局一丸となり、流域全体での治水事業を推進 ～ 東北地方整備局流域治水推進室の設置 ～

- 東北地方では各流域で流域治水プロジェクトを策定し、流域に関するあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進。
- 流域治水の一層の推進のためには、河川行政のみならず都市行政等様々な方策の連携を強化し、地域の課題に応える必要があります。また、東北では令和4年も甚大な災害が中小河川も含め各地で発生したところであり、令和5年から復旧を本格化。
- このことから、東北地方整備局では河川部、建政部、用地部をメンバーとし、**令和5年1月1日付けで流域治水推進室を設置**。室として一元的な相談窓口を設けることで、地域の課題に対して横断的に対応・解決し、流域治水を更に推進。

<東北地方整備局 流域治水推進室の概要>  
 室長：河川部 河川調査官  
 室員：河川部、建政部、用地部、計30名



## ▼東北地方整備局12階



河川調査官（当室室長）室前



総合窓口（河川計画課）

## 流域治水事業の推進

<h3>遊水地等の治水事業</h3> <p>例：阿武隈川遊水地事業</p>	<h3>低リスク箇所へ移転</h3> <p>例：大仙市岩瀬湯野沢地区</p>	<h3>内水(下水)対策</h3> <p>例：郡山市麓山調整池</p>	<h3>災害復旧</h3> <p>例：多田川流域治水部会</p>
---------------------------------------	--	-------------------------------------	----------------------------------

※事業事例には現在東北地方整備局が関係する事業を掲載しており、この度立ち上げた推進室の関与が確定しているものではありません。

支援

## 関係地方支部局での連携調整会議

東北地方の関係省庁等が連携し、流域治水の課題・方策について議論し、推進を図る。  
 <参加者> 東北農政局、東北経済産業局、東北運輸局、気象庁仙台管区気象台、東北森林管理局、東北地方整備局



1. 流域治水

**新規事項** **流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域治水の深化**

- 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。
- 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。  
※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

**背景・課題**

- 近年、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、「流域治水」の実効性の確保が喫緊の課題。
- このため、河川管理者が水害リスクの高い地域の特定都市河川指定を先導し、事前防災対策を推進。



**新規事項**

- 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。  
※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加  
**対象:** 都道府県  
**拡充内容:** 令和5年度から5年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援
- 流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。(R5継続)
- (併せて取り組む事項)  
 ○ 国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後5年間における特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定についてR5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。  
〈特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ(イメージ)〉

対策区分	河川	実施主体	工程					
			R5	R6	R7	R8	R9~	
特定都市河川の指定 流域水害対策計画の策定	A川	国、A県 関係20市町	合意形成	指定	計画検討 合意形成	計画策定	計画策定	浸水被害対策の実施
	B川	A県 関係12市町村			計画検討 合意形成	指定	計画策定	浸水被害対策の実施
	C川	B県 関係5市町村				計画検討 合意形成	指定	計画策定

# 地方公共団体が管理する河川等に対する支援（地方債の活用事例）

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

## 防災・減災に資する河川改修等

### 緊急自然災害防止事業債

#### 【事業期間】

令和3年度～令和7年度

#### 【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

#### 【主要要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○国庫補助の要件を満たさない河川改修等

・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修

・総事業費4億円未満の準用河川の改修

・普通河川の改修 など

○流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策

・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造

・移動式排水施設の整備 など



普通河川における活用事例



移動式排水施設の整備

## 計画的な維持管理のための浚渫

### 緊急浚渫推進事業債

#### 【事業期間】

令和2年度～令和6年度

#### 【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

#### 【主要要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



二級河川における活用事例



準用河川における活用事例

## 河川管理施設の老朽化対策

### 公共施設等適正管理推進事業債

#### 【事業期間】

令和4年度～令和8年度

#### 【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

#### 【主要要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修

○樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね5千万円未満）の改修・更新

○護岸・堤防の改修

○ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね4億円未満）の改修・更新



フラップゲートにおける活用事例

# 【参考】緊急自然災害防止対策事業債(河川に係る事業)

総務省による措置

- 近年、災害が激甚化、頻発化する中、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、総務省と国土交通省が協調して支援を実施中。  
※令和3年度から「流域治水対策」を対象事業に追加。

**【事業期間】**

令和3年度～令和7年度(5年間)

**【地方財政措置】**

充当率:100% / 交付税措置率:70%

**【事業費】**

4,000億円

**【対象事業】**

緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、実施される地方単独事業

○ 河川改修(国庫補助の要件を満たさない事業)

<対策のイメージ>



河道掘削



護岸整備

○ 流域に関する対策

<対策のイメージ>



雨水貯留浸透施設の整備、改良



排水施設の整備



河川監視カメラの整備、改良



水位計の整備、改良

事務連絡  
令和5年4月3日

各都道府県河川関係所管課  
各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市河川関係所管課  
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室  
総務省自治財政局調整課  
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における  
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

令和5年度地方債同意等基準（令和5年総務省告示第171号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

○河川改修

・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費10億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修

○ 普通河川に係る河川改修

○ 雨水貯留浸透施設の整備

・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない500㎡未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000㎡未満の容量の溜め池の整備

○ 二線堤の築造

・ 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造

イ ダムに関する事業

○ ダムに係る改良等

・ 総事業費が概ね10億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂パイプスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等

・ 総事業費が概ね4億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等

・ 総事業費が概ね1.5億円未満のダム直下の河道改良工事等

・ 総事業費が概ね1.5億円未満の貯砂ダム等の設置工事等

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和5年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

・ 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

- ・ 準用河川に係る河川改修
  - ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- イ ダムに関する事業
- ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

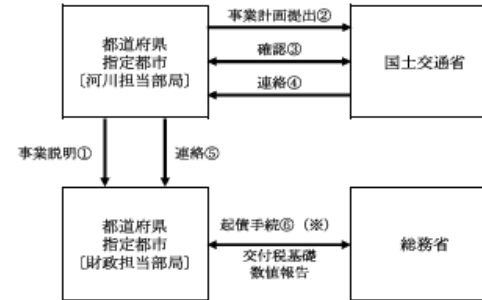
令和 3 年度から令和 7 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

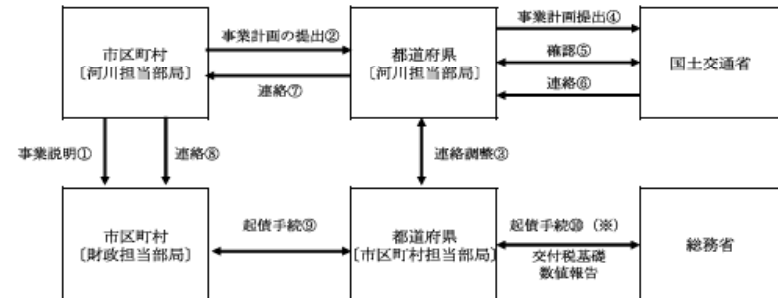
- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>  
 (河川に係る事業(ダム事業を除く))  
 国土交通省水管理・国土保全局治水課  
 課長補佐 今井、流域調査係長 川淵  
 TEL:03-5253-8455 (内線 35612、35583)

(ダム事業)  
 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室  
 課長補佐 浅見、ダム管理係長 仲野  
 TEL:03-5253-8449 (内線 35494)

<事業債の制度に関すること>  
 総務省自治財政局地方債課 村山  
 TEL:03-5253-5629 (直通)

## <参考> 緊急浚渫推進事業費(仮称)の創設

総務省による措置

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設(地方財政法を改正)

### 対象事業

各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

### 事業年度

令和2～6年度(5年間)

### 財政措置

充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%

### 事業費

900億円(令和2年度)

※ 令和2～6年度の事業費(見込み):4,900億円



事務連絡  
令和5年4月3日

各都道府県河川関係所管課  
各都道府県農政担当課  
各都道府県林務部局  
各都道府県財政担当課  
各都道府市区町村担当課  
各指定都市河川関係所管課  
各指定都市農政担当課  
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室  
国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室  
農林水産省農村振興局整備部設計課  
林野庁森林整備部治山課  
林野庁森林整備部森林利用課  
総務省自治財政局地方債課

緊急浚渫推進事業債における取扱いについて（周知）

令和5年度地方債同意等基準（令和5年総務省告示第171号）等に定める緊急浚渫推進事業債に係る事業については、国土交通省、農林水産省及び林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

- ・一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川
- ・ダム（河川管理施設）
- ・砂防設備
- ・治山施設
- ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）

(2) 対象事業

地方財政法第33条の5の11に規定する浚渫に関する個別計画（河川維持管理計画等）に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業  
※個別計画への具体的な記載事項等については、該当する施設の別添資料1～5を参照すること。  
※農業用ため池等については、公共的団体が所有又は管理する施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成も対象

(3) 対象経費

- 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- 附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- 除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- 土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

(4) 対象期間

令和2年度～令和6年度まで

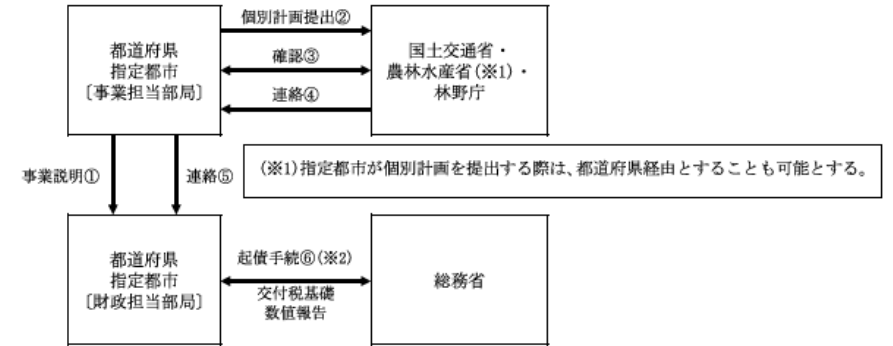
2 緊急浚渫推進事業債の起債における手続（別紙参照）

- (1) 地方公共団体は、個別計画を国土交通省・農林水産省・林野庁に提出する。
- (2) 国土交通省・農林水産省・林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省・農林水産省・林野庁は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、総務省（下記担当者宛）へ個別計画を提出の上、事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。）。  
なお、個別計画は「令和5年度起債協議書、起債協議等一覧表、起債届出書及び届出地方債一覧表等の提出について（第1次分）」で指定する提出期限の10日前までに提出する。第2次分以降についても同様に、起債協議書等の提出期限の10日前までに提出する。既に提出した個別計画の記載内容（事業量・実施期間等）に変更がある場合には随時変更して差し支えないが、起債にあたり(1)及び(4)の提出を行う際には、必ず変更のうえ提出するものとする。
- (5) 市町村が実施する場合の(1)～(4)の手続きについては、都道府県を経由して行う。

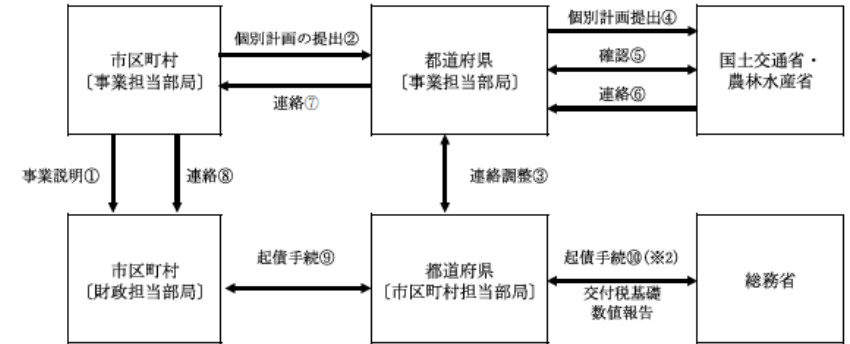
(お問合せ先)  
 <事業の実施に関する事>  
 (河川) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課  
 河川保全企画室 野呂田、森田  
 TEL:03-5253-8448 (直通)  
 (ダム) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課  
 流水管理室 浅見、仲野  
 TEL:03-5253-8449 (直通)  
 (砂防) 国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課  
 土砂災害対策室 菅原、和田  
 TEL:03-5253-8470 (直通)  
 (治山) 林野庁森林整備部治山課 山名、土本  
 TEL:03-6744-2308 (直通)  
 (農業用ため池等)  
 農林水産省農村振興局整備部設計課 浅川、加藤  
 TEL:03-3595-6338 (直通)  
 <事業債の制度に関する事>  
 総務省自治財政局地方債課 山本、伊藤  
 TEL:03-5253-5629 (直通)

緊急浚渫推進事業債における事業の手続

【都道府県・指定都市が事業を実施する場合】



【市区町村が事業を実施する場合】



(※2) 届出を含む

## 【参考】公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長

総務省による措置

○ 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業に「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加し、事業期間を5年間延長。

### 【事業期間】

令和4年度～令和8年度(5年間)

### 【地方財政措置】

充当率:90% / 交付税措置率:財政力に応じて30～50%

### 【事業費】

5,800億円(令和3年度:4,800億円)

### 【対象事業】

インフラ長寿命化計画等に基づき、実施する地方単独事業

○ 河川、海岸、砂防等の施設における老朽化対策を実施

<対策のイメージ>



河川・海岸における老朽化した施設(水門等)の改修



砂防における老朽化した施設(堰堤)の改修

○ 令和4年度より「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加

<対策のイメージ>



ダム管理用通路の改修(塗装)



放流設備の改修(塗装、水密ゴム交換)

事務連絡  
令和5年4月3日

各都道府県河川関係所管課  
各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市河川関係所管課  
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局 治水課  
河川環境課 流水管理室  
総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における  
河川管理施設に係る事業の取り扱いについて（周知）

令和5年度地方債同意等基準（令和5年総務省告示第171号）等に定める公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）（以下「本事業債」という。）のうち、河川管理施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 制度概要

#### (1) 対象施設

河川管理者が管理する堤防、ダム等の河川管理施設

#### (2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、以下の事業とする。

- ① 排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
- ② 樋門・樋管等の小規模な施設において、その施設単独で実施する国庫補助事業の要件を満たさない規模（事業費が概ね5千万円未満）の改修（更新を含む）
- ③ 護岸・堤防の改修
- ④ 国庫補助事業の要件を満たさない規模（事業費が概ね4億円未満）のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備並びにダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備、係船設備、管理棟、昇降設備、照明設備、水質保全設備等）の改修（更新を含む）

#### (3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。

② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること。

(4) 措置内容：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30～50%\*

※ 交付税措置率＝ $-0.5X + 0.7$ （ $X$ ＝財政力指数）

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。

(5) 措置期間：令和8年度まで

### 2. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）における手続（別紙1参照）

- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業（河川管理施設に係る事業）の事業計画（長寿命化対策の内容）について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村が施設管理者の場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

河川管理施設に係る事業（ダム事業を除く）

国土交通省水管理・国土保全局治水課

課長補佐 今井、流域調査係長 川淵

TEL 03-5253-8455（内線 35612、35583）

ダム事業

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室

課長補佐 浅見、ダム管理係長 仲野

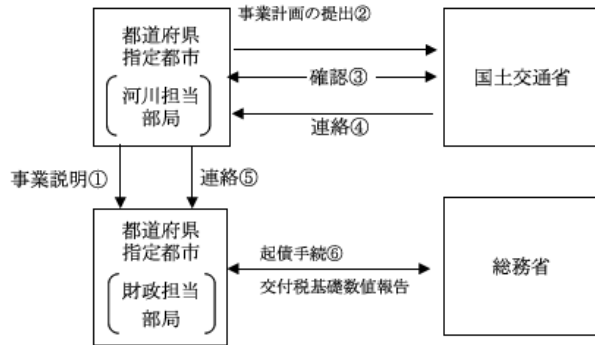
TEL 03-5253-8449（内線 35492、35494）

地方債制度関係

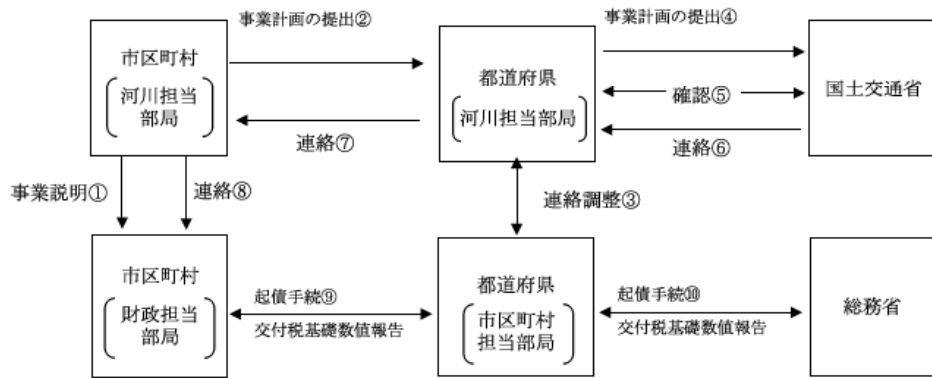
総務省自治財政局調整課 岡部

TEL 03-5253-5619

(都道府県・指定都市が施設管理者の場合)



(市区町村が施設管理者の場合)



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）のうち河川管理施設に係る事業に関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

- 国土交通省水管理・国土保全局治水課（河川事業関係）  
TEL：03-5253-8455（内線35612）
- 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室（ダム事業関係）  
TEL：03-5253-8449（内線35492）
- 北海道開発局建設部地方整備課 TEL：011-709-2311  
（内線5675〔河川〕、5674〔ダム〕）
- 東北地方整備局河川部地域河川課 TEL：022-225-2171  
（内線3821〔河川〕、3826〔ダム〕）
- 関東地方整備局河川部地域河川課 TEL：048-600-1903  
（内線3821〔河川〕、3826〔ダム〕）
- 北陸地方整備局河川部地域河川課 TEL：025-370-6768  
（内線3821〔河川〕、3826〔ダム〕）
- 中部地方整備局河川部地域河川課 TEL：052-953-8257  
（内線3826〔河川〕、3821〔ダム〕）
- 近畿地方整備局河川部地域河川課 TEL：06-6942-4407  
（内線3826〔河川〕、3828〔ダム〕）
- 中国地方整備局河川部地域河川課 TEL：082-221-9231  
（内線3821〔河川〕、3826〔ダム〕）
- 四国地方整備局河川部地域河川課 TEL：087-811-8318  
（内線3821〔河川〕、3826〔ダム〕）
- 九州地方整備局河川部地域河川課 TEL：092-476-3524  
（内線3821〔河川〕、3828〔ダム〕）
- 沖縄総合事務局開発建設部河川課 TEL：098-866-1911  
（内線3641〔河川〕、3771〔ダム〕）